

搬入のごあんない

令和6年4月1日



公益財団法人 宮城県環境事業公社

クリーンプラザみやぎ

〒981-3415 黒川郡大和町鶴巣小鶴沢字大沢5番地
電話(022)343-2425 FAX(022)343-2647



JQA-EM 1224

1 処理業許可内容

産業廃棄物処分業	特別管理産業廃棄物処分業
許可番号 00443004971	許可番号 00483004971
許可年月日 令和5年12月20日	許可年月日 令和5年10月25日
許可の有効年月日 令和10年12月19日	許可の有効年月日 令和10年10月24日

2 搬入できる廃棄物

次の廃棄物で宮城県内から排出されたものに限りです。

(1) 産業廃棄物

廃棄物の種類	業種
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、廃石膏ボード	全業種
紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業 ※貨物の流通のために使用したパレット等については全業種
繊維くず	繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）、建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）
ばいじん（集じん施設により集められたもの）	大気汚染防止法に定めるばい煙施設等

- (注) (1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で定める対象建設工事から生じる特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）については、搬入できません。
- (2) 医療系廃棄物のうち感染性廃棄物については、焼却したものに限りです。
- (3) 廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体は搬入できません。
- (4) 毒物、劇物、農薬が付着し又は封入されているものは搬入できません。
- (5) テレビ・エアコン・モーター等廃家電製品は搬入できません。
- (6) 鉛（はんだ）が含まれた廃プリント配線板等は搬入できません。
- (7) 引火性の強い物質は搬入できません。
- (8) その他埋立処分に不相当と係員が判断したものは搬入できません。
- (9) 汚泥のうち有機性汚泥については、搬入できないものがありますので、事前にご相談ください。

(2) 特別管理産業廃棄物〔廃石綿等（含有、付着含む。）〕

石綿建材除去事業、特定粉じん発生施設設置事業場において発生したものに限りです。

（省令で定める「飛散するおそれのあるもの。」）

3 廃棄物受入基準

(1) 共通受入基準

① 溶出試験

1	アルキル水銀化合物	不検出	15	1,1-ジクロロエチレン	1mg/ℓ以下
2	水銀又はその化合物	0.005mg/ℓ以下	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/ℓ以下
3	カドミウム又はその化合物	0.09mg/ℓ以下	17	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/ℓ以下
4	鉛又はその化合物	0.3mg/ℓ以下	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/ℓ以下
5	有機リン化合物	1mg/ℓ以下	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/ℓ以下
6	シアン化合物	1mg/ℓ以下	20	チウラム	0.06mg/ℓ以下
7	ヒ素又はその化合物	0.3mg/ℓ以下	21	シマジン	0.03mg/ℓ以下
8	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/ℓ以下	22	チオベンカルブ	0.2mg/ℓ以下
9	六価クロム化合物	1.5mg/ℓ以下	23	ベンゼン	0.1mg/ℓ以下
10	トリクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	24	セレン又はその化合物	0.3mg/ℓ以下
11	テトラクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	25	1,4-ジオキサン	0.5mg/ℓ以下
12	ジクロロメタン	0.2mg/ℓ以下	26	鉱物油	100mg/ℓ以下
13	四塩化炭素	0.02mg/ℓ以下	27	動植物油	600mg/ℓ以下
14	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/ℓ以下	28	ダイオキシン類	3ng-TEQ/g以下

② 含有試験

水銀又はその化合物	15mg/kg以下
-----------	-----------

(2) 発色性等

著しく発色性、発泡性、還元性、飛散性、臭気性及び発火性を有しないものに限りです。

(3) 個別受入基準

種 類	受 入 基 準
汚 泥	含水率85%以下のもの
廃プラスチック類	飛散防止措置を講じたもの 中空の状態でないもの 最大径おおむね15cm以下のもの
ゴ ム く ず	最大径おおむね15cm以下のもの
金属くず、がれき類、 ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず	最大径おおむね1 m以下のもの

種 類	受 入 基 準
木 く ず	最大径おおむね2 m以下のもの
織 維 く ず	飛散防止措置を講じたもの
燃 え 殻	飛散防止措置を講じたもの 熱しゃく減量15%以下のもの
ば い じ ん	飛散防止措置を講じたもの
廃 石 綿 等	固化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重こん包したもの
廃 石 膏 ボ ー ド	製造会社等が確認できる状態のもの

- (注)(1) 極端に低比重なものと及び飛散するおそれのある廃棄物は飛散防止処置を講ずること。
(2) 廃タイヤのみを熱源としているボイラーから排出される燃え殻の熱しゃく減量の基準については、30パーセント以下とする。
また、燃焼を伴わずに発生する燃え殻（廃活性炭など）は、熱しゃく減量の基準を適用しない。
(3) 量の搬入は事前に搬入日を予約すること。

4 休日及び搬入受付時間

休 日……………日曜日、土曜日、祝日、1月2日・3日、8月14日・15日、12月29日～12月31日

搬入受付時間……………午前：8時30分～12時 午後：1時～4時

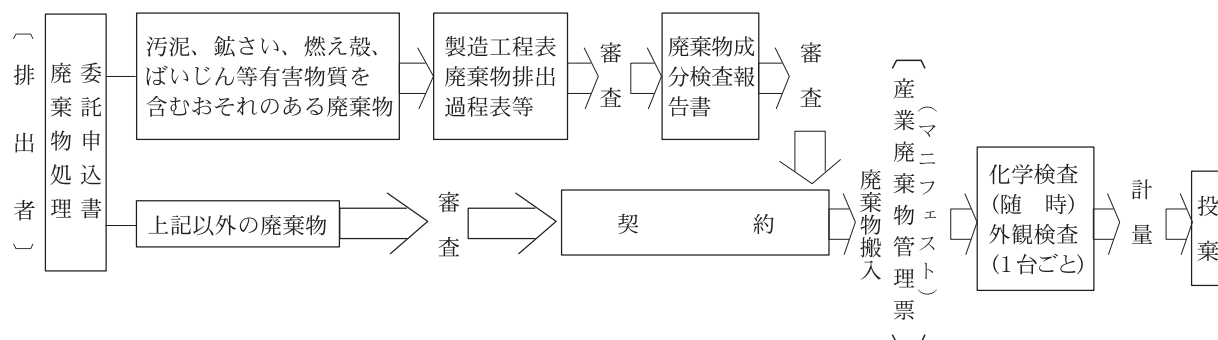
※公社が必要と認める場合は、休日及び搬入受付時間を変更することがあります。

5 搬 入 手 続 き

	区 分	申 込 み 先	提 出 書 類	支 払 方 法
I	汚泥、鉍さい、燃え殻、 ばいじん等有害物質を含 むおそれのある廃棄物の 搬入の場合	公益財団法人宮城県環境事業公社 クリーンプラザみやぎ 黒川郡大和町鶴巢小鶴沢字大沢5番地 TEL (022) 343-2425	・申込書 ・製品製造工程表 及び廃棄物排出 過程表等 ・廃棄物成分検査 報告書	現 金 又 は 月 毎 一 括 納 入
II	上記以外の廃棄物の場合		申 込 書	

- (注)(1) I の場合は、当公社指定の検査機関で廃棄物の成分検査を行ってください。
なお、検査項目については事前に相談してください。
(2) 収集運搬業者に運搬を委託する場合は、その業者の産業廃棄物処理業の許可証の写しを提出してください。
(3) 申込書は、公益財団法人宮城県環境事業公社に所定の用紙があります。
(4) 申込書を受理した廃棄物の排出者に対し、公社から廃棄物処理受託承諾書を発行し契約締結とします。

申請～投棄フローチャート



6 廃棄物成分検査機関

- (1) 公益財団法人宮城県公害衛生検査センター
仙台市青葉区落合二丁目15番24号 TEL (022) 391-1133 FAX (022) 391-7988
(2) 一般財団法人宮城県公衆衛生協会
仙台市泉区松森字堤下7番地の1 TEL (022) 771-4722 FAX (022) 776-8835
(3) 国及び地方公共団体の検査機関

7 廃棄物の運搬及び搬入時の注意

運搬及び搬入時には、次に示す事項に十分留意してください。

- (1) 運搬車は道路交通法、道路運送法等を遵守し特に大和町小鶴沢地区の通行に際しては、地元住民、車両等に留意し安全等について万全を期すとともに構内においても制限速度を遵守すること。
- (2) 運搬車は廃棄物処理法を遵守し、運搬中廃棄物が飛散、流出又は悪臭を放つことがないように覆い又は消臭剤の添加を行うなどの措置を講ずること。
- (3) 運搬にあたっては、最大積載量を超えないこと。
- (4) 廃棄物の搬入にあたっては、混載しないこと。
- (5) 廃棄物投棄の際にクレーン付きトラックでクレーンを使用する場合は、合図者を必ず置くとともに、クレーン車のアウトリガー部には確実に当て板を敷くこと。
- (6) 搬入できる廃棄物は事前に搬入を認められたもので公社の受け入れ基準にあったものに限る。

8 搬入拒否、搬入一時停止等

次に掲げる事項に該当する場合は、廃棄物の搬入を制限、拒否又は一時停止等の措置をいたします。

- (1) 承認していない廃棄物を搬入しようとしたとき。
- (2) 公社の廃棄物受入基準に適合しないとき。
- (3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）を持参しないとき。
- (4) 登録カード、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を不正使用したとき。
- (5) 廃棄物の運搬及び搬入時の注意事項に違反したとき。
- (6) その他公社が埋立処分事業の運営に支障があると認めたとき。

9 処 理 料 金

区分	廃 棄 物 の 種 類	処 理 料 金
I	[安定型産業廃棄物①] 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類、石綿含有廃棄物	19,800円／t 18,000円／t(消費税抜き)
II	[安定型産業廃棄物②] 廃プラスチック類、ゴムくず	23,100円／t 21,000円／t(消費税抜き)
III	[管理型産業廃棄物①] 紙くず、木くず・繊維くず、鋤さい、燃え殻、ばいじん、 無機性汚泥、有機性汚泥	23,100円／t 21,000円／t(消費税抜き)
IV	[管理型産業廃棄物②] 廃石膏ボード	26,400円／t 24,000円／t(消費税抜き)
V	[特別管理産業廃棄物] 廃石綿等	33,000円／t 30,000円／t(消費税抜き)
上記以外の廃棄物については、理事長が別に定める。		

- (1) 極端に低比重な廃石綿等及び廃プラスチック類等の料金については、最大積載量（容積トン）で算出する。
- (2) 宮城県産業廃棄物税条例（平成16年条例第19号）に基づき、1トンにつき1,000円の産業廃棄物税を徴収する。